

琵琶湖森林づくり県民税

県税

滋賀の森林は、琵琶湖の豊かな水を育み、県土を保全して県民の生活や財産を守るなど、極めて重要な公益的機能を有しており、琵琶湖や県民の暮らしと切り離すことができない貴重な財産です。

琵琶湖森林づくり県民税は、琵琶湖森林づくり条例を踏まえ、琵琶湖と森林の関係を重視しながら、公益的機能の高度発揮に重点を置いた環境重視の森林づくりと、広く県民が森林に対する理解と関心を深め、県民協働による森林づくりを推進するという、新たな視点に立った施策を推進するために必要な費用に充てるため、平成18年4月から導入された税金です。

1 納める人は

個人：1月1日現在で県内に住所等のある人
法人：県内に事務所等のある法人等

2 納める額は

個人 年 800 円

法人 年 2,200 円～88,000 円（法人県民税均等割の額の11%相当）

資本金等の額による区分	法人県民税均等割額	琵琶湖森林づくり県民税
50 億円超	800,000 円	88,000 円
10 億円超 50 億円以下	540,000 円	59,400 円
1 億円超 10 億円以下	130,000 円	14,300 円
1 千万円超 1 億円以下	50,000 円	5,500 円
1 千万円以下	20,000 円	2,200 円

3 課税方式

県民税均等割の額に一定額を上乗せする県民税均等割超過課税方式

4 税の用途は

税の用途を明確にする仕組みとして琵琶湖森林づくり基金を設置し、次の事業等の財源に充当します。

(1) 環境を重視した森林づくりのための事業

- ・ 陽光差し込む健康な森林づくり事業
- ・ 次世代の森創生事業
- ・ 森林を育む間伐材利用促進事業
- ・ 災害に強い森林づくり事業

(2) 県民協働による森林づくりのための事業

- ・ 協働の森づくりの啓発事業
- ・ みんなの森づくり活動支援事業
- ・ 未来へつなぐ木の良さ体感事業
- ・ 森林環境学習事業

産業廃棄物税（法定外目的税）

県税

産業廃棄物税は、資源循環型社会の構築に向けて、産業廃棄物の発生抑制、再生利用その他適正な処理に係る経費に充てるための法定外目的税です。

1 納める人は

産業廃棄物を排出して、滋賀県内に設置されている産業廃棄物の中間処理施設または最終処分場に搬入する事業者

2 納める額は

産業廃棄物の重量^(注)
(課税標準)

× 1,000円/トン =

税 額

(注) 産業廃棄物税の課税標準となる産業廃棄物の重量は、次のとおりです。

県内最終処分場への搬入の場合	当該産業廃棄物の重量
県内中間処理施設への搬入の場合	当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じた重量

処理係数

施設の区分	処理係数
焼却施設または脱水施設	0.1
乾燥施設	0.3
熱分解施設または発酵施設	0.6
油水分離施設	0.9
上記以外の中間処理施設	1.0

3 納める方法は

前年度（4月1日から3月31日までの間）の搬入量について、7月31日までに滋賀県西部県税事務所に申告し、算定した税額を納付します。



○ 免税点

前年度（4月1日から3月31日までの間）の課税対象となる搬入重量の合計が500トン以下である場合には、産業廃棄物税はかかりません。

○ 課税免除

（1）自社中間処理のための搬入

排出事業者が、産業廃棄物を県内の自社中間処理施設において処分するための搬入。

（2）県内中間処理施設における処分後の搬入

排出事業者の委託により県内中間処理施設において処分された後の産業廃棄物の搬入。

（3）他県との二重負担調整

産業廃棄物に関する税導入県の課されるべき施設に複数回にわたって産業廃棄物が搬入された場合のうち一定の場合。

（4）再生施設への搬入

県内中間処理施設等のうち、県が認定する再生の用に供される施設（再生施設）への所定の産業廃棄物の搬入。

4	税の使途は
---	-------

納められた税金は、

- ① 産業廃棄物の発生抑制
- ② 産業廃棄物の再生利用の促進
- ③ 産業廃棄物の適正処理の推進

等を図るための費用に充てることとしています。

★Column

法定外目的税とは・・・



- 地方公共団体が特定の使用目的や事業の経費に充てるため、地方税法に定めのない税目を条例で定めて設ける税をいいます。
- 産業廃棄物に関する税の他には、宿泊税（大阪府など）、乗鞍環境保全税（岐阜県）、遊漁税（富士河口湖町）などがあります。

県税の申告と納期限

税 目	申 告 期 限	納 期 限	方 法
個人県民税	給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日までに市町へ提出	給与支払者が6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日までに市町へ納入	特別徴収 〔給与支払者が徴収する〕
	公的年金等所得者については、年金保険者が公的年金等支払報告書を1月末日までに市町へ提出	原則、年金保険者が年金支払月（偶数月）に徴収して翌月10日までに市町へ納入	特別徴収 〔年金保険者が徴収する〕
	給与・公的年金等以外の所得者は3月15日（所得税の確定申告をした人は不要）	一般的には 6月、8月、10月および1月	普通徴収
法人県民税	確定申告は、事業年度が終了した日から原則として2か月以内	申告期限と同じ	申告納付
県民税利子割	毎月分を翌月10日	申告期限と同じ	申告納入
県民税配当割	毎月分を翌月10日	申告期限と同じ	申告納入
県民税株式等譲渡所得割	1月10日	申告期限と同じ	申告納入
個人事業税	3月15日（所得税の確定申告をした人または個人県民税の申告をした人は不要）	8月および11月 （税額が、10,000円以下の場合には8月のみ）	普通徴収
法人事業税	確定申告は、事業年度が終了した日から原則として2か月以内	申告期限と同じ	申告納付
地方消費税譲渡割	個人事業者の申告は、原則として3月末日	申告期限と同じ（消費税とあわせて国（税務署）に申告納付します）	申告納付
	法人の申告は、原則として事業年度の終了した日から2か月以内		
地方消費税貨物割	課税貨物を保税地域から引き取るとき	申告期限と同じ（消費税とあわせて国（税関）に申告納付します）	申告納付
不動産取得税	取得した日から60日以内	納税通知書で定められた日	普通徴収
県たばこ税	毎月分を翌月末日	申告期限と同じ	申告納付
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月15日	申告期限と同じ	申告納入
軽油引取税	各月分を翌月末日	申告期限と同じ	申告納入 （申告納付）
自動車税環境性能割	登録または届出のとき	申告期限と同じ	申告納付 （証紙徴収）
自動車税種別割	登録のとき	5月	普通徴収
		登録のとき	申告納付 （証紙徴収）
鉱区税	取得、消滅または変更の日から7日以内	5月	普通徴収
固定資産税	1月末日（償却資産のみ要申告）	5月、7月、12月および2月	普通徴収
狩猟税	—	登録を受けるとき	証紙徴収
産業廃棄物税	7月末日	申告期限と同じ	申告納付

【納税方法の種類】

特別徴収…事業者など（特別徴収義務者）が、県に代わって納税者から税を受け取り、納めるものです。

普通徴収…県から納税者に納税通知書が送付され、その納税通知書により納めるものです。

申告納付…納税者が納める税金を申告のうえ、納めるものです。

申告納入…県に代わって特別徴収義務者が税金を受け取り、申告のうえ、納めるものです。

証紙徴収…県が発行する証紙などにより、納めるものです。

加 算 金

税を事実より少なく申告した場合や、期限後に申告した場合、全く申告しなかった場合にかかります。

1. 過少申告加算金

期限内に申告した場合で、その申告額が実際より少なかった場合にかかります。

$$\text{過少申告加算金額} = \text{増差税額} \times 10\%$$

ただし、増額した税額が、期限内に申告した税額または 50 万円のいずれか大きい方の金額を超える場合には、その超える部分については 15%となります。

2. 不申告加算金

期限後に申告した場合または申告しなかった場合にかかります。

$$\text{不申告加算金額} = \text{納める税額} \times 15\% \quad (\text{注})$$

ただし、県の調査による決定があるべきことを予知しないで申告書を期限後に提出した場合は 5%です。

なお、申告書の提出が期限後 1 か月以内に行われ、税額が全額納期限内に納付されている場合は、かかりません。

(注) 納める税額が 50 万円を超える部分の加算割合は 20%となります。さらに、令和 6 年 1 月 1 日以後に申告書の提出期限が到来するものについては、300 万円を超える部分の加算割合が 30%となります。

3. 重加算金

作為的に税を免れるため仮装または隠ぺいした場合は、上記 1, 2 の代わりに重加算金がかかります。

重加算金額は、期限までに申告しているか否かによって次のようになります。

期限内に申告をしている場合	・・・	増差税額×35%
期限内に申告をしていない場合	・・・	増差税額×40%

また、以下に該当する場合には、重加算金の割合について 10%加算する措置があります。

- 平成 29 年 1 月 1 日以後に申告書の提出期限が到来するものについて、不申告加算の対象となる期限後申告または決定があった日の前日から起算して 5 年前の日までの間に、その税目について不申告加算金（更正・決定予知によらないもの等を除く。）または重加算金を課されたことがある場合
- 令和 6 年 1 月 1 日以後に申告書の提出期限が到来するものについて、前年度および前々年度においても、不申告加算金（更正・決定予知によらないもの等を除く。）もしくは不申告加算金に代わる重加算金を徴収されたことがある、またはその徴収を決定をすべきと認める場合

延滞金

納期限を過ぎて税金を納めると、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、次の率で計算した延滞金がかかります。

	本則〔①〕	特例〔②〕	備考
納期限の翌日から 1か月を経過する 日まで	年 7.3%	▼R3.1.1～ 延滞金特例基準割合+1%（※1）	本則〔①〕・特例〔②〕のいずれか低い割合が適用されます
		▽H26.1.1～R2.12.31 特例基準割合+1%（※2）	
納期限の翌日から 1か月を経過した 日以降	年 14.6%	▼R3.1.1～ 延滞金特例基準割合+7.3%	本則〔①〕・特例〔②〕のいずれか低い割合が適用されます
		▽H26.1.1～R2.12.31 特例基準割合+7.3%	

※1 延滞金特例基準割合：平均貸付割合（日本銀行が公表する前々年9月～前年8月における国内銀行の貸出約定平均金利の平均）+1%

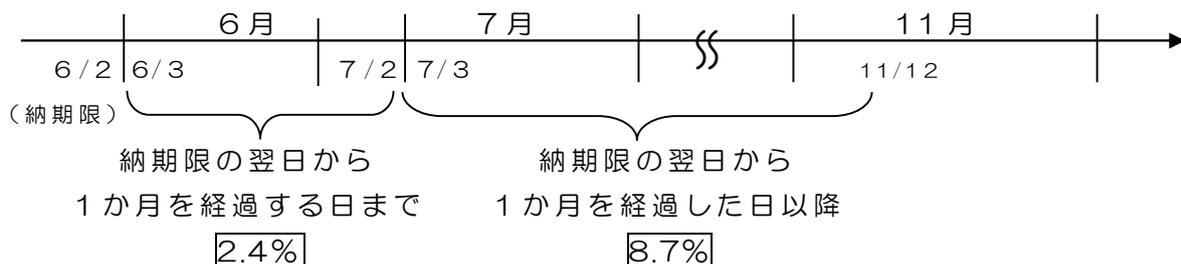
※2 特例基準割合：貸出約定平均金利（日本銀行が公表する前々年10月～前年9月における国内銀行の貸出約定平均金利の平均）+1%

<H26.1.1～の延滞金>

	納期限の翌日から 1か月を経過する日まで	納期限の翌日から 1か月を経過した日以降
H26.1.1～	2.9%	9.2%
H27.1.1～	2.8%	9.1%
H29.1.1～	2.7%	9.0%
H30.1.1～	2.6%	8.9%
R3.1.1～	2.5%	8.8%
R4.1.1～	2.4%	8.7%

◎延滞金の計算方法（例）

納期限が令和7年6月2日の自動車税種別割34,500円を、令和7年11月12日に納税した場合。



[1]納期限の翌日から1か月を経過する日まで（R7.6.3～R7.7.2）

$$34,000 \text{ 円} \times 2.4\% \times \frac{30}{365} = 67.06\cdots \rightarrow 67 \text{ 円}$$

（千円未満切捨）

（小数点以下切捨）

[2]納期限の翌日から1か月を経過した日以降（R7.7.3～R7.11.12）

$$34,000 \text{ 円} \times 8.7\% \times \frac{133}{365} = 1,077.84\cdots \rightarrow 1,077 \text{ 円}$$

（千円未満切捨）

（小数点以下切捨）

[1][2]の計算結果を合計する。

$$67 + 1,077 = 1,144 \rightarrow \underline{1,100 \text{ 円}}$$

（百円未満切捨）

★Column

納期限までに税金を納めないとうなるの・・・？

- 税金を納期限までに納めていただかないと、督促した後、財産の差押えを行ったり、納付の日までの期間に応じて、上記のように延滞金が発生します。必ず納期限までに納めましょう。

納税の猶予・県税の減免

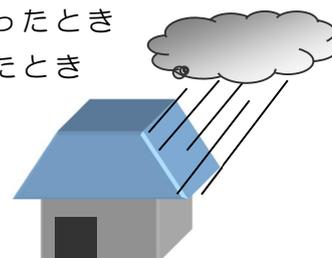
県税は、定められた期限までに納めなければなりません。次のような事情がある場合は、納税の猶予、減免などを受けることができます。

○ 徴収の猶予

次に該当するときには、申請により納税が猶予される場合があります。

納税を猶予される期間は1年以内（事情により最長2年まで）で、原則として担保の提供が必要です。

1. 本人の財産が災害（震災・風水害・火災など）や盗難にあったとき
2. 本人や生活を共にする親族が病気にかかり、または負傷したとき
3. 事業を廃止または休止したとき
4. 事業に著しい損失を受けたとき
5. 上記1～4と同様な事情があったとき



○ 換価の猶予

県税を一時に納付することにより事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがある場合など一定の要件に該当し、納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その県税の納期限から6か月以内に申請することで、1年以内（事情により最長2年まで）の期間に限り、差押財産の換価や差押えの猶予が認められる場合があります。換価の猶予の申請には、原則として担保の提供が必要です。

○ 県税の減免等

災害で損害を受けたなどの理由により納付することができないと認められる場合には、申請により税金が減額または免除されることがあります。（減免等の要件、申請時期は、県税の種類ごとに異なります。）

県税の救済制度

○ 更正の請求

申告書を提出した後に、税額が過大であったことなどを発見した時は、原則として法定納期限から5年以内に限り更正の請求をすることができます。

○ 不服の申立て

県税の課税・徴収の処分などについて不服がある場合には、原則としてその処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して「審査請求」をすることができます。

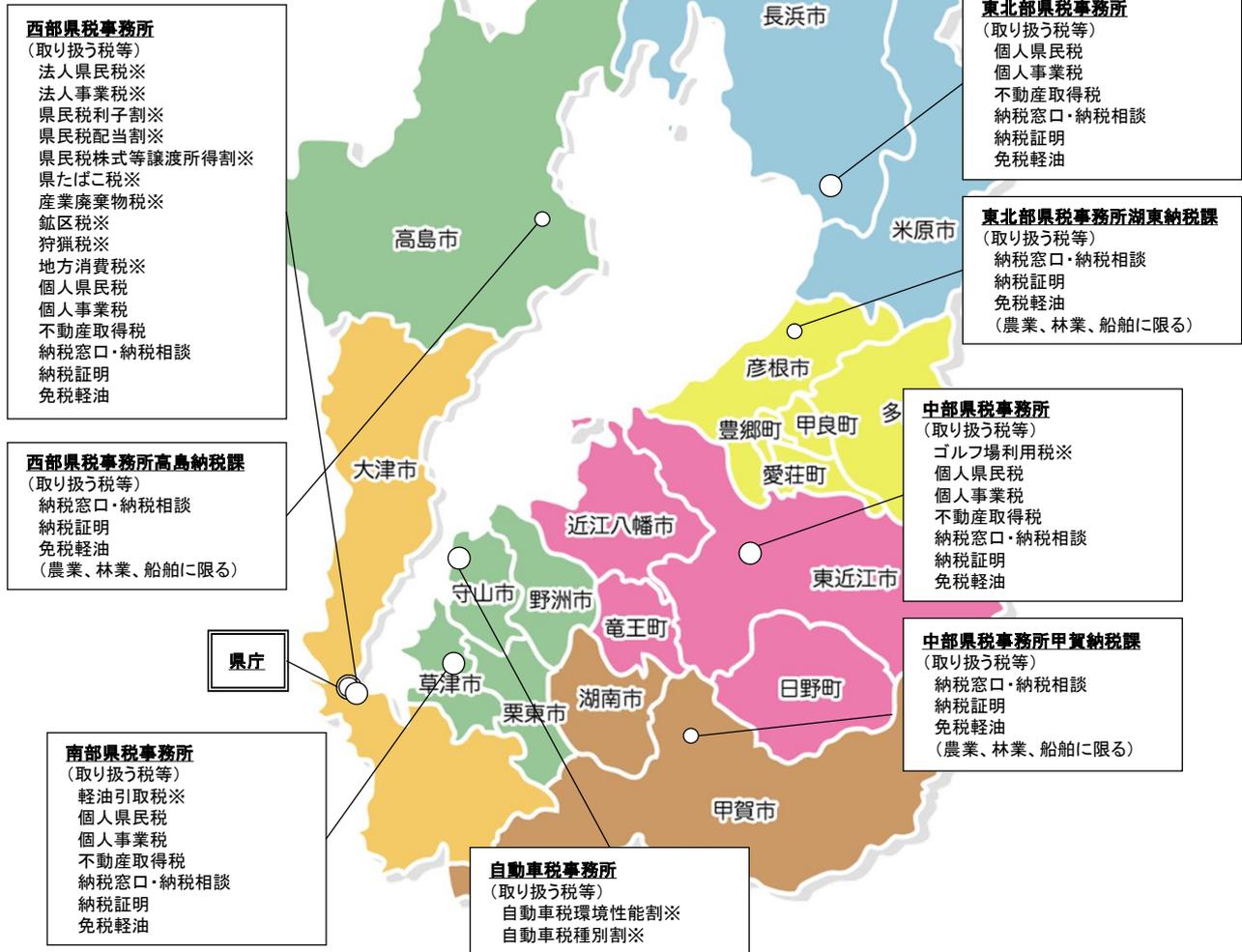
また、原則として審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に滋賀県を被告として「処分の取消しの訴え」を提起することができます。



県内の税金を取り扱う機関

県 税

県税事務所の所管区域



県税事務所の所在地

県税事務所	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
西部県税事務所	〒520-0807	大津市松本一丁目2-1	077-522-4331	077-526-0085
西部県税事務所高島納税課	〒520-1592	高島市新旭町北畑565 高島市役所1階	0740-25-8012	0740-25-2860
南部県税事務所	〒525-8525	草津市草津三丁目14-75	077-567-5406	077-566-0439
中部県税事務所	〒527-8511	東近江市八日市緑町7-23	0748-22-7707	0748-25-2660
中部県税事務所甲賀納税課	〒528-8511	甲賀市水口町水口6200	0748-63-6106	0748-63-0439
東北部県税事務所	〒526-0033	長浜市平方町1152-2	0749-65-6606	0749-65-5776
東北部県税事務所湖東納税課	〒522-0071	彦根市元町4-1	0749-27-2206	0749-26-3391
自動車税事務所	〒524-0104	守山市木浜町2298-2	077-585-7288	077-585-7299

市 町 税

郡 市 町 名	電 話 番 号	〒	所 在 地
大 津 市	077-528-2707	520-8575	大津市御陵町3-1
彦 根 市	0749-30-6108	522-8501	彦根市元町4-2
長 浜 市	0749-65-6508	526-8501	長浜市八幡東町632
近 江 八 幡 市	0748-36-5505	523-8501	近江八幡市桜宮町236
草 津 市	077-561-2308	525-8588	草津市草津3-13-30
守 山 市	077-582-1115	524-8585	守山市吉身2-5-22
栗 東 市	077-551-0105	520-3088	栗東市安養寺1-13-33
甲 賀 市	0748-69-2128	528-8502	甲賀市水口町水口6053
野 洲 市	077-587-6040	520-2395	野洲市小篠原2100-1
湖 南 市	0748-71-2319	520-3288	湖南市中央1-1
高 島 市	0740-25-8116	520-1592	高島市新旭町北畑565
東 近 江 市	0748-24-5604	527-8527	東近江市八日市緑町10-5
米 原 市	0749-53-5115	521-8501	米原市米原1016
蒲生郡 日 野 町	0748-52-6570	529-1698	日野町河原1-1
竜 王 町	0748-58-3750	520-2592	竜王町小口3
愛知郡 愛 荘 町	0749-42-7690	529-1380	愛荘町愛知川72
犬上郡 豊 郷 町	0749-35-8119	529-1169	豊郷町石畑375
甲 良 町	0749-38-5064	522-0244	甲良町在士353-1
多 賀 町	0749-48-8113	522-0341	多賀町多賀324

令和7年4月1日現在

国 税

	電話番号	〒	所 在 地	管 轄 区 域
大津税務署	077-524-1111	520-8510	大津市京町三丁目1-1 大津びわ湖合同庁舎	大津市
彦根税務署	0749-22-7640	522-0062	彦根市立花町5-20	彦根市、愛知郡、犬上郡
長浜税務署	0749-62-6144	526-0037	長浜市高田町9-3	長浜市、米原市
近江八幡 税 務 署	0748-33-3141	523-8502	近江八幡市桜宮町243-2	近江八幡市、東近江市、 蒲生郡
草津税務署	077-562-1315	525-8510	草津市大路二丁目3-45	草津市、守山市、 栗東市、野洲市
水口税務署	0748-62-0314	528-8555	甲賀市水口町水口5587-3	甲賀市、湖南市
今津税務署	0740-22-2561	520-1623	高島市今津町住吉一丁目5-10	高島市

令和7年4月1日現在

税に関する情報が満載！

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>

* 様々な税に関する身近な情報を掲載しています。

県税の納税窓口

県税は、各県税事務所や自動車税事務所の窓口のほか、次の金融機関等の窓口やスマートフォン決済アプリ、クレジットカード等でも納税することができます。

また、個人事業税等の納税は、口座振替を利用することも可能です。

□ 県の機関で直接納税する場合

「納税通知書」等をお持ちのうえ、お近くの県税事務所または自動車税事務所へお越しください。

□ 金融機関またはコンビニエンスストアで納税する場合

「納税通知書」をお持ちのうえ、下記の窓口等にて納税してください。

種 類	名 称	備 考
指定 金融機関	滋賀銀行の本・支店・出張所・代理店	「指定金融機関」とは、県の公金の収納または支払の事務を取り扱う金融機関のことです。 「収納代理金融機関」とは、知事の指定に基づき、指定金融機関の取り扱う公金収納事務の一部のみを代理で取り扱う金融機関のことです。
収納代理 金融機関	【 国内本・支店(ただし、農業協同組合は県内のみ) 】 みずほ銀行、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、京都銀行、 関西みらい銀行、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、 湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、 滋賀県民信用組合、滋賀県信用組合、京滋信用組合、 近畿産業信用組合、近畿労働金庫、 滋賀県信用農業協同組合連合会、県内各農業協同組合	
ゆうちょ 銀行 または 郵便局	全国のゆうちょ銀行 または郵便局	
コンビニ エンス ストア	【 全国の店舗 】 くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、 セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、 ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、 ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、 ヤマザキスペシャルパートナーショップ、 ヤマザキデイリーストアー、ローソン、ローソンストア100、 MMK設置店 (50音順)	※コンビニ納税専用バーコードが印字されている納付書のみ使用可能。 ※指定期限を過ぎた納付書では、コンビニエンスストアでの納税はできません。 ※コンビニエンスストアでは、QRコードは使用できません。

※QRコード付きの納付書であれば、他の金融機関でも納税できる場合があります。

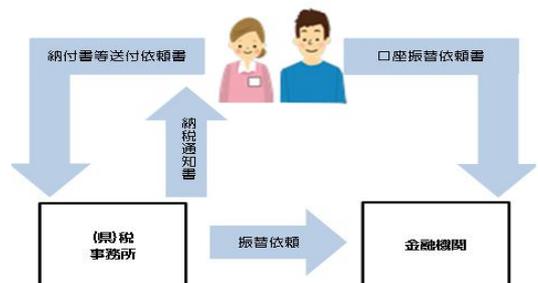
利用可能な金融機関の最新情報は、「地方税お支払サイト」の「よくあるご質問」をご確認ください。

□ 口座振替による納税の場合

個人事業税および自動車税種別割については、あらかじめ指定した預金口座から振替納税することができます。この制度を利用すれば、納税のために金融機関等へ出向く必要がなくなり、大変便利です。

お申込みの際は、各（県）税事務所または県税取扱金融機関窓口へ備え付けの「県税口座振替依頼書」に、住所、氏名、預金口座番号や課税番号等、必要事項を記入し、預金通帳にご使用の印鑑を押印のうえ、取扱金融機関窓口へ提出してください。

※ただし、ゆうちょ銀行および郵便局では、ご利用いただけません。



□ スマートフォン決済アプリから納税する場合

各種アプリのサイトから、納付書のQRコードを読み取り、もしくは納付書番号（eL番号）を入力して、決済してください。

※アプリにより、手数料が必要な場合があります。

※利用可能なアプリの最新情報は、滋賀県ホームページから、ご確認ください。

□ 地方税お支払サイトから納税する場合

「地方税お支払サイト」（<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>）にアクセスし、以下のいずれかを選択して、納付してください。

- ・クレジットカード（手数料が必要です。）
- ・情報リンク方式（インターネットバンキング）
- ・ダイレクト方式（口座振替）

※あらかじめ口座を登録のうえ、納付書ごとに手続きが必要となります。

- ・ペイジー番号発行

「QRコード」は、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

◆ 滋賀県ホームページもご覧ください ◆

県税に関するさらに詳しい説明やQ&A、お知らせなどを掲載しています。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zeikin/>

□ ホームページからは、各種届出書がダウンロードできます。

- ・納税証明書(交付請求書、委任状)
- ・不動産取得の申告書
- ・自動車税種別割住所変更・訂正変更届出書 他

□ 自動車税種別割の住所変更の手続きがインターネット上で行えます。

【しがネット受付サービス】

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/car-tax-js/door>



令和 7 年度

わたしたちの県税

編集・発行

滋賀県総務部税政課

〒 5 2 0 - 8 5 7 7 大津市京町四丁目 1 - 1

TEL (077) 528-3211 FAX (077) 528-4819

ホームページ

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zeikin/>